

新	旧
<p style="text-align: center;">円定期預金規定</p> <p><u>お客さまは、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)</u>と円定期預金にかかる取引を行う場合は、<u>この規定(以下「本規定」といいます。)</u>における下記条項のほか、<u>別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。</u></p> <p>第1条(預入れ)</p> <ol style="list-style-type: none"> この預金への預入れは、1千円以上1円単位とします。 この預金への預入れは、<u>当社に開設された</u>お客さま名義の円普通預金からの振替により取扱います。この預金には、<u>現金、小切手</u>による預入れはできません。 略 <p>第2条(払戻し、自動継続)</p> <ol style="list-style-type: none"> 略 元利継続または元金継続 (1)～(2) 略 (3)継続後の利率は、<u>継続日(満期日をいいます。以下同じ。)</u>における当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。 (4) 略 略 <p>第3条(利息)</p> <ol style="list-style-type: none"> 略 <u>約定利率は、別途定める預入期間および預入金額の区分に応じて異なることがあります。各区分における利率は、当社 WEB サイト上に表示します。約定利率は、預入日において、当社 WEB サイト上の該当区分に表示された利率とします。</u> ～5. 略 	<p style="text-align: center;">円定期預金規定</p> <p>(追加)</p> <p>第1条(預入れ)</p> <ol style="list-style-type: none"> この預金への預入れは、<u>1口につき</u>1千円以上1円単位とします。 この預金への預入れは、お客さま名義の円普通預金からの振替により取扱います。この預金には、現金による預入れはできません。 略 <p>第2条(払戻し、自動継続)</p> <ol style="list-style-type: none"> 略 元利継続または元金継続 (1)～(2) 略 (3)継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。 (4) 略 略 <p>第3条(利息)</p> <ol style="list-style-type: none"> 略 <u>この預金の利息に適用する利率は、別途定める預入期間および預入金額の区分に応じて異なることがあります。各区分における利率は、当社 WEB サイト上に表示します。約定利率は、預入日において、当社 WEB サイト上の該当区分に表示された利率とします。</u> ～5. 略

第4条(満期日前の解約)

この預金は、お客さまより当社所定の方法により満期日前の解約申出があつて、かつ当社が認めた場合には、この預金の全部について解約する場合に限り、解約することができます。この預金の一部について解約することはできません。この預金を解約した場合、元利金は入金口座に入金します。

第5条～第6条 略

第7条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示により告知します。

第8条(規定の変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

- (1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上

第4条(満期日前の解約)

この預金は、お客さまより当社所定の方法により満期日前の解約申出があつて、かつ当社が認めた場合には、この預金の全部について解約する場合に限り、解約することができます。この預金の一部について解約することはできません。

第5条～第6条 略

第7条(規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社 WEB サイト上に掲示します。

第8条(規定の変更)

当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社 WEB サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。また、当社は、いつでもこの預金の取扱いを廃止することができます。廃止するにあたり相当な期間をもってお客さまに事前に通知したうえは、お客さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。

以上